

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X株式会社

被申立人 東京電力株式会社

## 和解案提示理由書

### 第1 はじめに

本和解提案理由書は、申立人が請求している損害項目のうち、財物損害（工場及び土地）についてのみ、理由を示すものである。

### 第2 財物損害について

#### 1 建物等（A工場）の財物損害について

常識的にみて、工場用機械をメンテナンスすることなく約2年放置すれば、通常の場合使用不可能な程度に劣化すると考えられる。このことは、現在に至るまで放置されている本件〇〇製造等の機械類についても同様であり、使用不可能な程度に劣化したものといえる。また、申立人の工場は、福島第一原発から約〇〇キロメートルの地点に所在しており、仮に避難指示が解除され帰還が可能となった場合においても、事業再開には除染が必要不可欠であり相当の費用及び時間を要すること、A工場において事業再開し製造業を営む場合、取引先から取引を回避される懸念もあること等から、工場として社会的な効用を失ったと言わざるを得ない。工場設備は一体として機能するものであることから、建物、構築物、機械装置その他の設備毎に区別することなく、これらを一体として評価するのが相当である。

なお、本件のA工場については、A工場の操業開始が平成22年11月であり、大幅な経年劣化等を考慮すべき特別な事情は認められない等の理由から、取得価格を基準に算定するのが相当である。

#### 2 土地の財物損害について

本件土地上に存在する工場がその機能及び社会的効用を失った場合、本件土地においての事業継続が不可能となり、その土地についても事業用資産としての価値を喪失するものと考えられる。仮に、避難指示が解除され帰還が可能となった場合においても、効用を喪失した工場の撤去に相当な費用及び時間を要すること等からすれば、相当期間本件土地での事業活動の再開を見込むことはできず、少なくとも事故後6年間は本件土地の市場価値が失われたものと認めるのが相当である。また、申立人は代替工場（B工場）を新設しており、同所への移転によりA工場の再使用を断念していることも併せ考慮すると、本件土地は全損したものと判断すべきである。

平成25年3月22日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 小島 延夫

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X株式会社

被申立人 東京電力株式会社

## 和解案提示理由書

### 第1 はじめに

本和解提案理由書は、申立人が請求している損害項目のうち、新規設備の取得費用についてのみ、理由を示すものである。

### 第2 新規設備の取得費用について

代替生産用の新規設備（機械装置等）の購入に充てざるを得なかった現預金は、本来であれば与信能力の裏付け、運転資金、長期的視野に基づく事業計画に従った設備資金等の原資となったはずであり、事故によって突如の支出を余儀なくされたことにより企業の財務内容に重大な影響を及ぼすものである。

会計処理においては、新規設備（機械装置等）を取得した際には、費用や損失ではなく固定資産に計上され、とくに自己資金をもって、新規設備を取得した場合には資産科目が変わるだけであって、直ちに会計上の損失は発生しない。しかし、財務会計と賠償法理はその目的を異にし、会計上の費用・損失、税法上の経費・損金と損害賠償における損害の概念は一致しない。

既に述べたように、事業者にとって現預金の減少は、単に同額の固定資産としての評価に尽くされるものではない上、対外的にも財務内容の評価に重大な影響を及ぼすものである。また、新規に取得した設備の収益性は不確実でもある。

そうすると、本件事故により従前の設備が使用不可能となり、事業継続のために代替設備を購入する必要性が認められる場合には、新規設備の取得費用のうち一定額を、損害賠償における本件事故と相当因果関係のある損害として評価するのが相当である。

申立人のA工場は、福島第一原発から〇〇キロメートルの地点に立地しており、警戒区域に指定された。A工場では、〇〇製品を生産していたが、原料の△△や××など製造工程に独自の技術を要することから代替供給が難しく、納入先や〇〇メーカーの要請及び支援を受けて、事故後早期に代替設備の購入に踏み切らざるを得なかったと認められる。

本件においては、新規設備の取得価格が財務内容に与えた影響等を勘案し、新規設備の取得価格を基準とし、申立人の事故直後の現預金の額に対する、新規設備の取得価格として支出した金額が占める割合を考慮し、損害額を算定するのが合理的である。

平成25年3月29日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 小島 延夫